

## 第1章 計画の目的及び基本方針

一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)により市町村の自治事務として位置づけられ、その適正な処理・処分は、衛生的な生活を維持する上で不可欠な施策であり、市町村における重要な責務であるといえる。

北茨城市清掃センターは、昭和54年の稼働開始以来40年を経過し、県内でも古い施設であり、平成13年度から平成14年度に排ガス高度処理設備等の設置及び整備等を行い、その後も適切な点検整備・補修等を行ってきたが、一般的な焼却施設の耐用年数(20年)を大きく経過し、設備・機器類の経年的損傷は大きくなっている。

また、高萩市は、焼却施設を所有しておらず、資源物を除くほとんどの一般廃棄物の処理を民間に委託しており、東日本大震災発災時には災害廃棄物の処理に苦慮した経験がある。

このような中、高萩市及び北茨城市(以下「両市」という。)とも安定的かつ適切な廃棄物処理を行うことで、安心・安全な市民生活を図ること、さらには、広域化での処理を行うことで効率的かつ経済的な施設整備を図ることが必要である。

### 1 計画の目的

本計画で整備する施設については、循環型社会形成に寄与する施設とし、エネルギーの有効利用を図るとともに資源化を推進し、自然環境との調和、周辺地域との共生ができるような配慮を行いつつ、経済性を考慮した施設計画とする。

なお、本計画は、両市が計画しているエネルギー回収型廃棄物処理施設(以下「エネルギー回収施設」という。)及びマテリアルリサイクル推進施設(以下「リサイクル施設」という。)に係る施設整備のための計画とし、計画施設の建設に際しては、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」(以下「性能指針」という。)を遵守し、公害防止に十分留意することはもとより、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、燃焼管理、排ガス処理等総合的な検討を加え、環境にやさしい施設建設を目的とする。

### 2 基本方針及びコンセプト

#### 1) 基本方針

##### (1) 環境への配慮と災害時の役割

施設建設にあたり、燃焼管理、排ガス処理等を適切に実施することで、両市及び周辺環境の保全及び環境負荷の低減を図る。

また、災害時に稼働可能な構造強度等を総合的に検討し、災害時には一時避難場所として周辺区域の支援が可能な施設とし、総合的に市民にやさしい施設を目指す。

(2) 循環型社会の推進とエネルギーの有効利用

積極的なリユース、リサイクルを行うとともに、参加型の環境学習が可能な施設を目指す。また、廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを近隣施設で有効活用するなど、エネルギー回収の促進を図るとともに循環型社会形成を促進する施設を目指す。

(3) ごみ処理の広域化

ごみ処理施設は建設費、維持管理費ともに財政負担が大きい施設であることから、両市で広域化を行い、効率的かつ、経済的なごみ処理施設を建設することとし、循環型社会形成推進交付金及び震災復興特別交付税を活用し、市民負担の低減を目指す。

2) 計画コンセプト

計画施設全体のコンセプトは、次のとおりとする。

- ・ 地域の環境を保全し、災害時は復旧活動等を支援する森の工場
- ・ 循環型社会を推進し環境学習を展開する緑の杜の複合施設
- ・ 財政負担及び市民負担の低減が可能な広域化施設

また、施設整備にかかる基本方針は次のとおりとする。

- (1) 安全かつ衛生的な中間処理を行う。
- (2) ダイオキシン類等の有害物質による環境負荷の軽減を目指し、周辺環境の保全に十分な配慮を行う。
- (3) 建設費及び維持管理費を含めた全体的な費用の縮減を図る。

### 3 全体計画

1) 計画目標年度

本事業は令和元年度末頃から開始し、約36か月の工事期間を経て令和4年度末の竣工とする。そのため、稼働開始は令和5年度当初とする。

なお、本計画における計画目標年度は、施設稼働時期の令和5年度とする。

表1-1 事業工程の概要

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5
事業者選定	■				
造成工事		■			
設計・建設工事		■	■	■	
施設稼働					■

## 2) 計画施設

計画する施設は、次のとおりとする。

- (1) エネルギー回収施設（焼却施設）
- (2) リサイクル施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設）

## 3) 全体計画

全体計画は、次の点に配慮するものとする。

### (1) 災害時の対応

エネルギー回収施設は、災害時の一時避難場所となる施設であるため、災害時に緊急自動停止した場合においても、速やかに再稼働可能な施設として計画する。

### (2) 処理技術

施設は最新の技術と設備機器を導入し、排ガス等の自主規制値を達成可能な施設とする。

### (3) エネルギー利用

計画施設で発生する余熱等のエネルギーを有効かつ経済的に利用できる施設とする。

### (4) 施設の耐用

耐用年数の長い建築物は、仕様及び構造を十分に検討し、長期間の耐用が可能な施設とする。

## 4) 施設整備の必要性

施設整備の必要性は、先に述べた北茨城市清掃センターの老朽化、広域化への対応のほか、次の理由による。

### (1) 周辺環境の保全

地域住民の生活環境を保全することは重要な要件であるため、最新の技術を取り入れるなど、適切な排ガス等の処理対策を行い、周辺環境を保全することが必要である。

### (2) リサイクルの推進

両市とも資源物のリサイクルを行っているが、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの多くは、そのまま埋立・最終処分している。

そのため、これらのごみのリサイクルを行う必要があり、不燃・粗大ごみ処理施設の整備が必要である。

### (3) 最終処分量の低減化

焼却施設からは焼却灰等が発生し、リサイクル施設からも残渣として埋立物が発生している。一方、近隣に民間の最終処分場があるため、処分場の確保には困難さはないが、限りある処分場の容量の延命化のためには最終処分量をできる限り低減化する必要がある。